

＼いざという時、命を守るために／
河内町木造住宅耐震補強補助金のご案内

| | |
|------|---|
| 対 象 | 昭和56年以前に建築された木造住宅 |
| 補助内容 | 次のメニューのどちらか一方が受けられます。 メニュー1：耐震改修設計を伴う耐震改修工事の補助 メニュー2：耐震建替工事の補助（省エネ基準適合） |

お問い合わせ先

河内町役場 都市整備課（第2分庁舎）

TEL：0297-84-6957

メニュー 1 : 耐震改修設計を伴う耐震改修工事

耐震診断（一般診断法）における調査結果で耐震補強が必要と診断された建物の所有者で、自己の居住のために耐震改修設計を伴う耐震改修工事を行う方に、予算の範囲内でその費用の一部を補助するものです。

（対象）

町税等の滞納がなく、次の条件をすべて満たす町内の木造住宅（兼用住宅を含む）を所有する方

- ① 昭和56年5月31日以前の建築基準で建築されたもの
 - ② 地上階数が2以下で、在来軸組構法、伝統的構法または枠組壁工法のもの
※木造住宅であっても木質プレハブ工法・丸太組工法等によって建築されたものは対象外。
 - ③ 延べ面積が30平方メートル以上のもの
 - ④ 耐震診断（一般診断法）における上部構造評点が1.0未満のもの
 - ⑤ 耐震改修設計時の精密診断における上部構造評点が0.3以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が1.0以上となるもの
 - ⑥ 1月末までに工事完了予定のもの
- ※ 補助金の交付決定前に着手した場合は、補助金を受けることができません。
※ 耐震改修は、（一財）日本建築防災協会発行の「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき行ってください。

（補助金の額）

次のいずれか低い額

- ① 耐震改修工事費 × 5分の4
※消費税は含まない。
※設計費、工事監理費は含まない。
※その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額
- ② 100万円

メニュー 2 : 耐震建替工事

耐震診断（一般診断法）における上部構造評点が1.0未満の建物の所有者で、自己の居住のために耐震建替工事を行う方に、予算の範囲内でその費用の一部を補助するものです。

（対象）

町税の滞納がなく、次の条件をすべて満たす町内の木造住宅（兼用住宅を含む）を所有する方

- ① 昭和56年5月31日以前の建築基準で建築されたもの
 - ② 地上階数が2以下で、在来軸組構法、伝統的構法または枠組壁工法のもの
※木造住宅であっても、木質プレハブ工法・丸太組工法等によって建築されたものは対象外。
 - ③ 延べ面積が30平方メートル以上のもの
 - ④ 耐震診断（一般診断法）における上部構造評点が1.0未満のもの
 - ⑤ 耐震建替工事後には建築基準法その他関係法令に適合した住宅となること。
 - ⑥ 建替後の住宅が建築物省エネ法第2条第1項第3号の省エネ基準に適合すること。
 - ⑦ 1月末までに工事完了予定のもの
- ※ 補助金の交付決定前に着手した場合は補助金を受けることができません。

（補助金の額）

次のいずれか低い額

- ① 耐震建替工事費 × 5分の4
※消費税は含まない。
※設計費、工事監理費は含まない。
※その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額
- ② 100万円

手 続 の 流 れ

①都市整備課へ相談

補助対象となるか確認します。

②見積り

- ・耐震診断（一般診断法）における調査結果を基に、以下の見積りをとります。

| | 設計者（耐震診断士） | | 施工業者 |
|-------|-------------------|------|------|
| メニュー1 | 耐震改修設計（精密診断・改修設計） | 工事監理 | 改修工事 |
| メニュー2 | 耐震建替設計 | 工事監理 | 建替工事 |

③交付申請

必要書類を揃えて申請します。

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 交付申請書（様式第1号） |
| <input type="checkbox"/> 耐震改修（建替）工事等実施計画書（様式第2号） |
| <input type="checkbox"/> 案内図（住宅地図等に申請地を記したもの） |
| <input type="checkbox"/> 建物の所有、及び建築年月日を明らかにする書類 ※固定資産 課税台帳登録証明書、登記事項証明書など |
| <input type="checkbox"/> 工事等の実施に係る同意書（様式第3号）※建物の所有者が複数人いる場合のみ |
| <input type="checkbox"/> 工事に必要な費用を確認することができる書類 ※見積書等の写し |
| <input type="checkbox"/> 耐震診断結果報告書の写し |
| <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類 |

④交付決定通知

申請内容に問題が無ければ、交付決定通知書が届きます。

⑤契約（耐震改修設計または耐震建替設計の実施）

交付決定通知書が届いたら、設計者、施工業者と契約を結びます。

⑥耐震改修設計 または 耐震建替設計 の完了報告

設計が完了したことを報告します。

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 設計完了報告書（様式第7号） |
| <input type="checkbox"/> 耐震改修設計又は耐震建替設計に係る 契約書の写し |
| <input type="checkbox"/> 現況の各階平面図 |
| <input type="checkbox"/> メニュー1：精密診断法による診断結果の写し |
| <input type="checkbox"/> 補強計画 及び 設計図書 |
| <input type="checkbox"/> 工事の工程表 |
| <input type="checkbox"/> 現況写真 |
| <input type="checkbox"/> メニュー2：設計が省エネ基準に適合することが確認できる書類 （次のいずれか一つ） イ）省エネ法に基づく性能向上計画認定通知書 ロ）品確法に基づく設計住宅性能評価書 （断熱等級性能等級4以上でかつ、一次エネルギー消費量等級4以上を満たすもの） ハ）BELS評価書 （一次エネルギー消費量基準・外皮基準ともに適合以上と表示されたもの） ニ）建築士（設計者）が発行する省エネ基準への適合性に関する説明書（建築物省エネ法の説明義務書類） |
| <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類 |

⑦耐震改修設計等確認通知

報告内容に問題が無ければ、耐震改修設計等確認通知書が届きます。

⑧耐震改修工事または耐震建替工事の実施

耐震改修設計等確認通知書が届いた後、工事を実施します。

⑨完了実績報告

工事が完了したことを報告します。 報告期限：令和5年1月31日

| |
|---|
| <input type="checkbox"/> 実績報告書（様式第9号） |
| <input type="checkbox"/> 設計及び工事の契約書 又は 領収書の写し |
| <input type="checkbox"/> 一般診断の診断表の写し |
| <input type="checkbox"/> メニュー1：精密診断の診断表の写し |
| <input type="checkbox"/> メニュー1：耐震改修設計書の写し |
| <input type="checkbox"/> メニュー2：建替え後の住宅が耐震基準を満たしていることが分かるもの （図書及び確認済証、確認申請図書一式の写し） |
| <input type="checkbox"/> 工事監理報告書の写し |
| <input type="checkbox"/> 工事の工程写真 |
| <input type="checkbox"/> メニュー2：建替え後の住宅の検査済証の写し |
| <input type="checkbox"/> メニュー2：建替え後の住宅が省エネ基準に適合することが確認できる書類 （次のいずれか一つ） イ）品確法に基づく建設住宅性能評価書 （断熱等級性能等級4以上でかつ、一次エネルギー消費量等級4以上を満たすもの） ロ）建築士が発行する省エネ基準への適合を証明する報告書 例：省エネ基準への適合性に関する報告書（任意様式） |
| <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類 |

⑩補助金額の確定

実績報告書の内容が交付決定の内容に適合すると認められれば、補助金の額が確定します。

⑪補助金の請求

交付請求書（様式第10号）により、確定した補助金の交付を請求します。

⑫補助金の交付

補助金が振り込まれ、完了となります。

耐震診断について

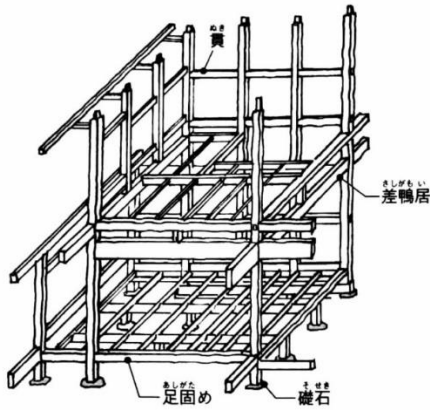
| 診断方法 | 診断方法 | | 所要時間 | 町事業 |
|-------|-------|-----------------------|-------|------------|
| 一般診断法 | 非破壊検査 | 目視による外観・内観調査。 | 3時間程度 | あり (無料) |
| 精密診断法 | 破壊検査 | 必要に応じて壁や天井などを剥がす内部調査。 | 半日～1日 | なし |

対象となる構法

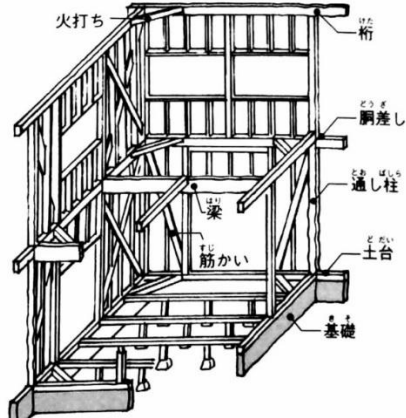
| | | |
|----------------------|--------------------------------|---|
| 伝統構法 | 日本の伝統的な建築構法 | ○ |
| 在来軸組構法 | 伝統構法を簡略化・発展させた構法 | ○ |
| 枠組壁工法 (ツーバイフォー工法) | 2インチ×4インチの規格品の構造用製材で構成 | ○ |
| 丸太組工法 | 丸太を横に積み上げる工法、ログハウス。 | × |
| プレハブ工法 | 建築物の一部をあらかじめ工場で製作し、現場で組み立てる工法。 | × |

木造の構法 | 図

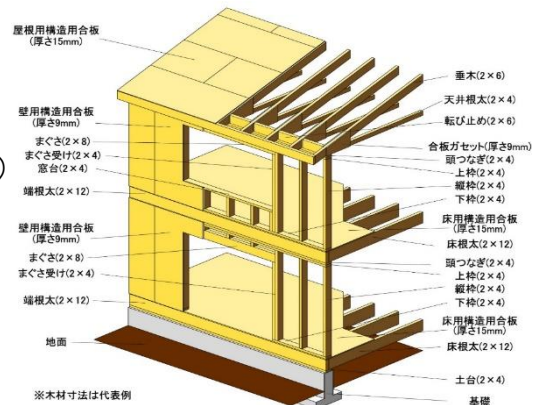
① 伝統構法



② 在来軸組構法



枠組壁工法
(ツーバイフォー工法)



注 意 事 項

1. 制度を利用するためには、事前に交付申請の手続きが必要です。

交付決定前に設計者や施工業者等と業務契約したり、耐震改修設計、耐震改修工事、耐震建替工事に着手した場合、補助金を交付することができません。
必ず事前に交付申請手続きを行ってください。

2. 事業内容を変更する場合は、変更申請の手続きが必要です。

交付決定後に事業の内容を変更する場合は、事業変更決定を受ける必要があります。変更することが明らかになった時点で、速やかに変更申請をしてください。

3. 耐震改修工事または耐震建替工事後、工事内容の確認を行います。

実績報告時、工事の内容を確認します。工事写真（施工前、施工中、施工後）等が必要になりますので、ご用意ください。

4. 交付決定を取り消す場合があります。

交付決定後に、不正があったことが判明した場合や工事の内容が設計と違うことが確認された場合等、交付決定を取り消すことがあります。

5. 交付決定を受けたら速やかに実施してください。

交付決定を受けたら速やかに事業を実施して、実績報告書を提出してください。実績報告は当年度の1月末までに行ってください。

6. 耐震診断士について

耐震性能をチェックする専門家として、茨城県知事が認定した「茨城県木造住宅耐震診断士」がいますのでご相談ください。

「茨城県木造住宅耐震診断士」の名簿は茨城県都市整備課ホームページに掲載されています。